

神戸薬科大学生涯研修認定制度実施細則

神戸薬科大学エクステンションセンターによる生涯研修認定制度実施要領を補足するために、本実施細則を定める。

1. 認定対象となる研修

本センターによる生涯研修認定制度実施要領中の1-(1)-⑥に該当する研修は、本センターが認めたCS-TV、ビデオ、DVDによる研修とする。

なお、本センターにより研修実施機関として認められた機関において実施される研修においては、以下の事項を含むものとする。

1. 基礎薬学に関する事項
2. 調剤に関する事項
3. 製剤に関する事項
4. 処方解析に関する事項
5. 副作用に関する事項
6. 相互作用に関する事項
7. 薬剤管理指導業務に関する事項
8. 医薬品管理に関する事項
9. 医薬品試験に関する事項
10. 医薬品開発に関する事項
11. 医薬品情報に関する事項
12. 漢方薬・生薬に関する事項
13. 漢方の基礎に関する事項
14. 病態生理に関する事項
15. 疾病治療のガイドラインに関する事項
16. 健康食品に関する事項
17. 在宅医療に関する事項
18. 医療保険・介護保険に関する事項
19. 薬事行政・医療行政に関する事項
20. プライマリーケアに関する事項
21. コミュニケーションスキルに関する事項
22. 環境衛生に関する事項
23. その他医療全般に関する事項

2. 対象となる学会等

本センターが認めた学会とは、「学会名鑑」に登録されている学会及び集会とする。

3. 在宅研修に係わる受講単位請求

在宅研修した個人の受講単位請求は、様式2により請求する。

4. 学会等への参加に係わる受講単位請求

公共団体が主催する研修会又は学会、その他本センターが認めた研修会等への参加による受講単位請求は、様式2により請求する。なお、この場合、上記への参加を証明する参加費領収証の写し又は修了証の写しのいずれかを添付する。

5. 受講単位請求書の送付

単位請求の際には請求者が宛先を明記し、切手を貼付した返信用封筒を同封して、郵送にて本センターに提出する。

6. 研修認定薬剤師証の交付申請書（新規・更新）

「研修認定薬剤師証交付申請書（新規）」及び「研修認定薬剤師証交付申請書（更新）」は、それぞれ様式1により申請する。

なお、申請書は本センターのホームページより入手することができる。郵送希望の場合は、返信用封筒（切手貼付）を同封の上、本センターまで請求すること（7.についても同様）。

申請に際しては、いずれの場合も審査料1万円を郵便振込みにより納入し、払込金受領証を申請書の該当欄に貼付する。振込料等については本人負担とする。

研修認定薬剤師証再交付申請書

「研修認定薬剤師証再交付申請書」は様式3により申請する。申請に際しては、手数料3千円を郵便振込みにより納入し、その払込金受領証を申請書の該当欄に貼付する。振込料等については本人負担とする。振込先は前項と同じである。

（附則）

本実施細則は、平成19年6月20日より施行する。

平成22年6月10日 改正（第1、2、3、7、8条）